

体験型教育的措置と補導委託について

～ フィードバック ～

大阪家庭裁判所 少年調査官室

補導委託について

働きかけの対象の提案，働きかけの際の工夫など

○制度を広く知ってもらうこと

→ ウェブサイト，政府広報，各種団体への働きかけ

○社会貢献の意識が高い企業・団体へアプローチ

→ 就労支援団体，農業法人などへの働きかけ

○負担やリスクについての説明の重要性

→ 開拓用資料の見直しや説明マニュアルの作成など

体験型教育的措置について①

活動先・内容・手法の工夫

○グループワークの活用

→ 現状の紹介と今後の活用

○「家族の会」

○「保護者の会」

○「原付盗等被害を考える講習」

体験型教育的措置について②

活動先・内容・手法の工夫

○内容や連携先の工夫

→ 現状について

→ 教育的措置の特性を踏まえた、連携先の工夫など

貴重な御意見をありがとうございました。